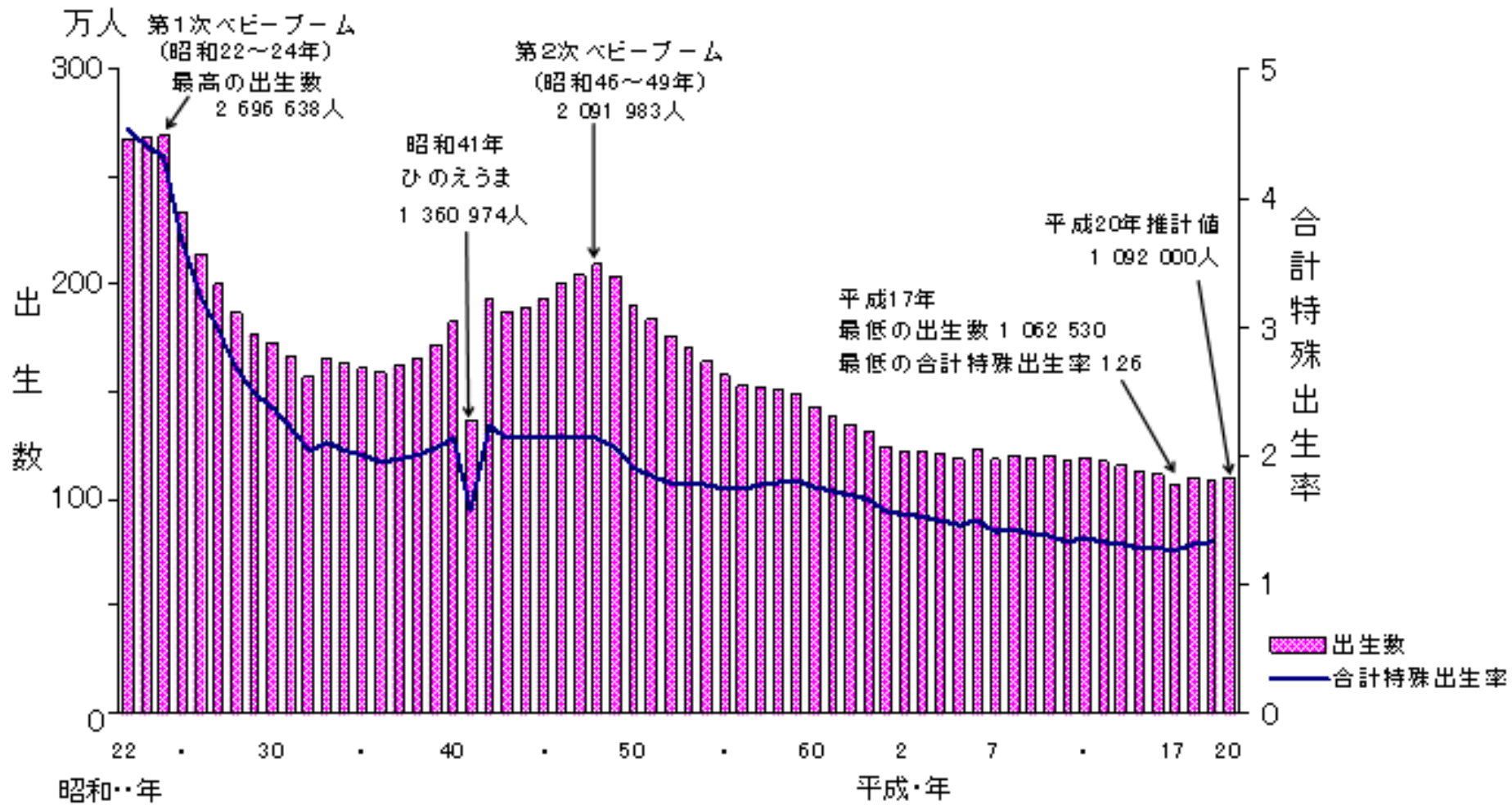


# ハイリスク分娩管理加算 参考資料

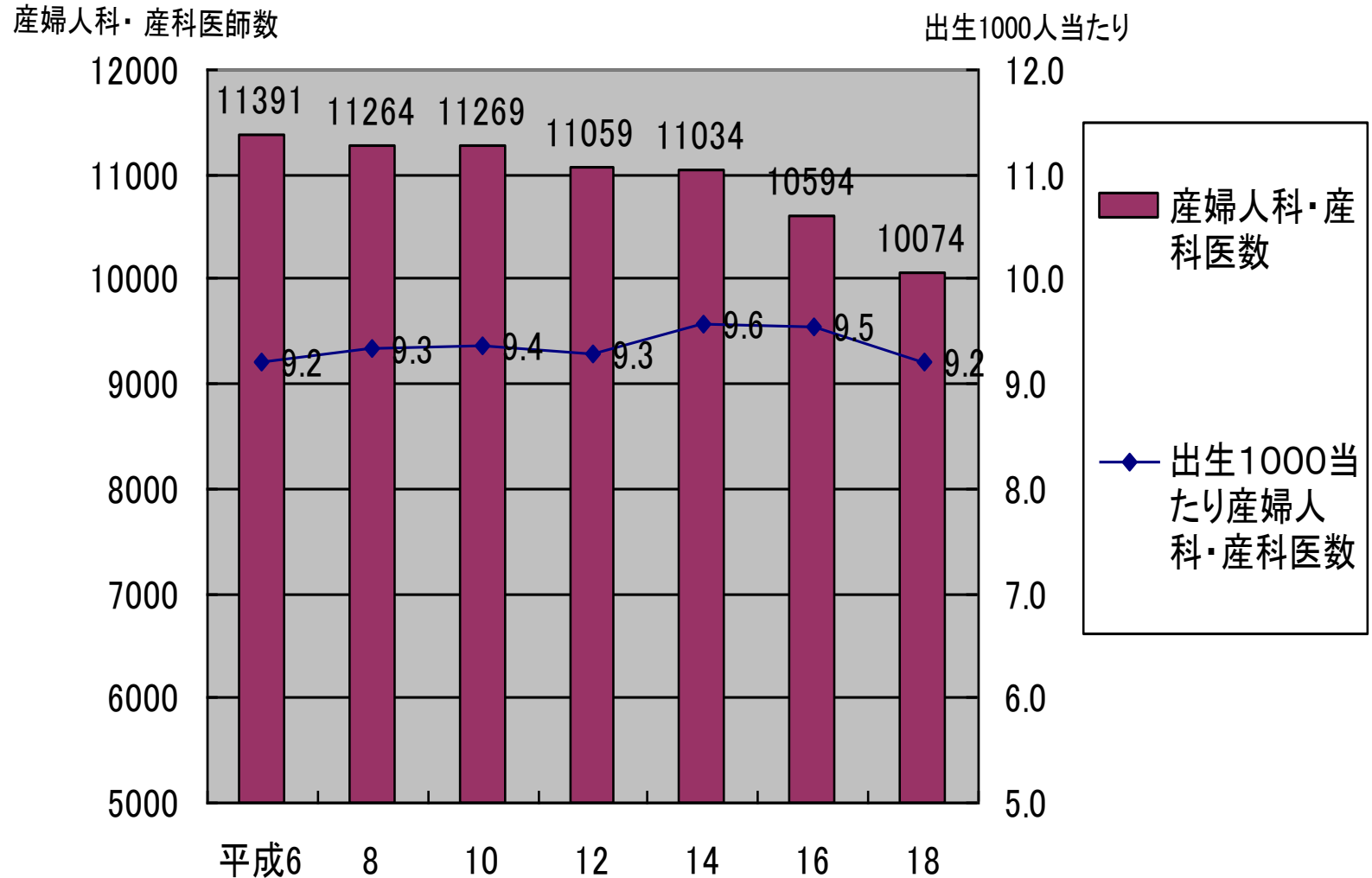
# 出生数、合計特殊出生率の推移



平成20年人口動態統計の年間推移

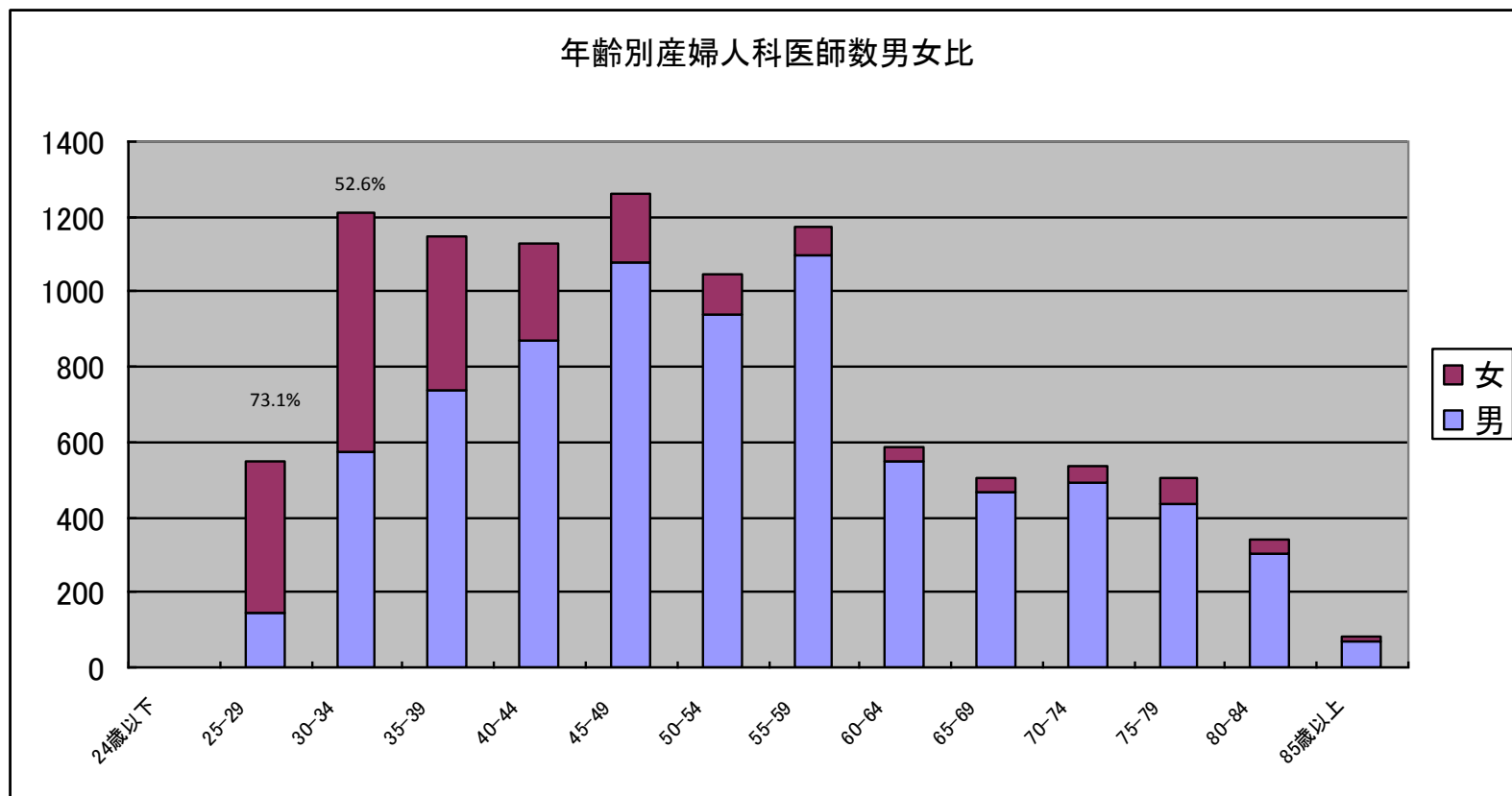
# 産婦人科医数の年次推移

## 産婦人科・産科医数と出生1000人当たり産婦人科・産科医師数推移



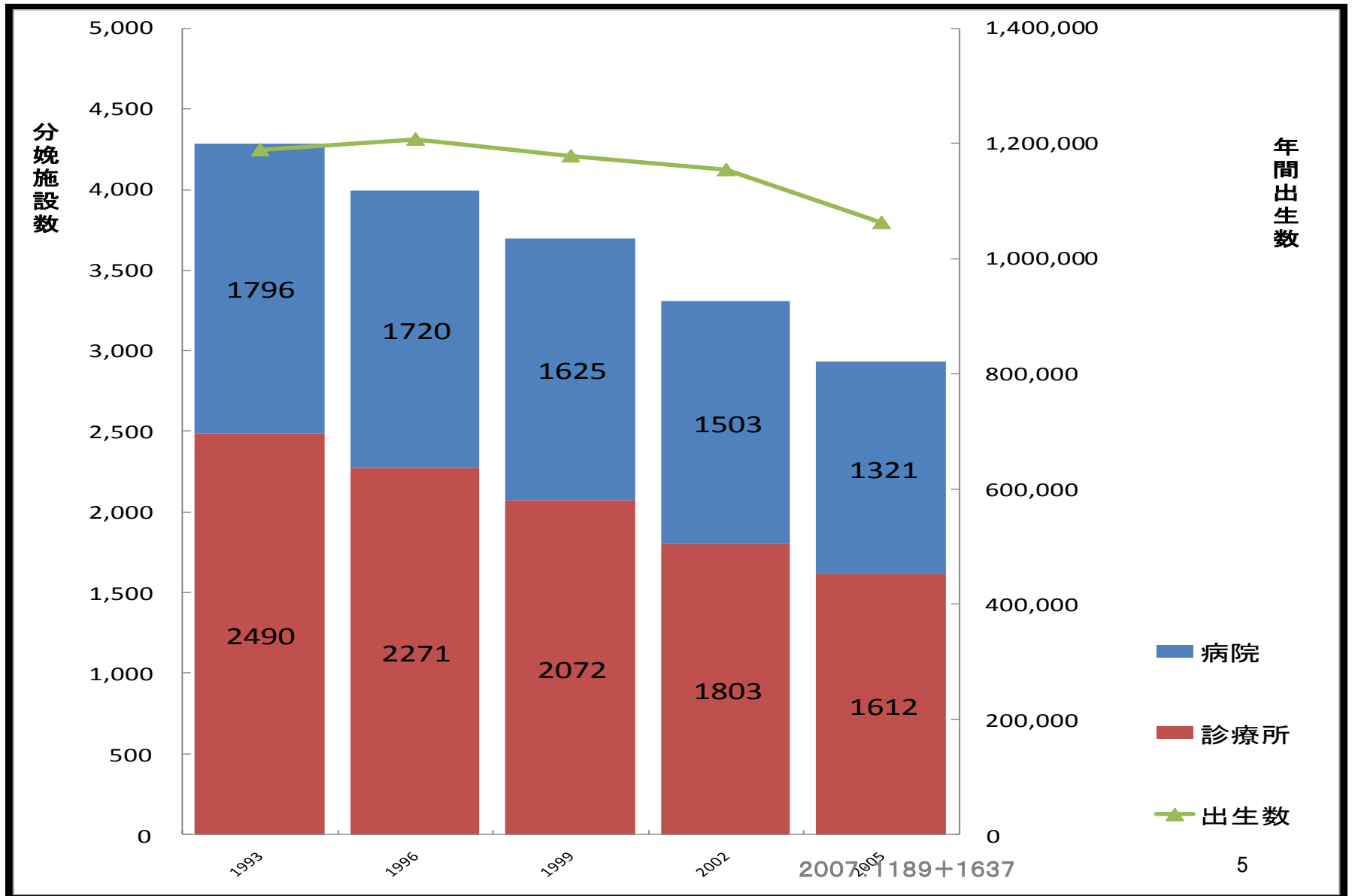
# 年齢別産婦人科医数男女比

- 近年、医師国家試験合格者に占める女性の割合は約3分の1となっているなど、若年層における女性医師の増加は著しい。(特に産婦人科で顕著)
- 全医師数に占める女性医師の割合は17.2%、全産婦人科医師数に占める女性の割合は23.0%となっている。



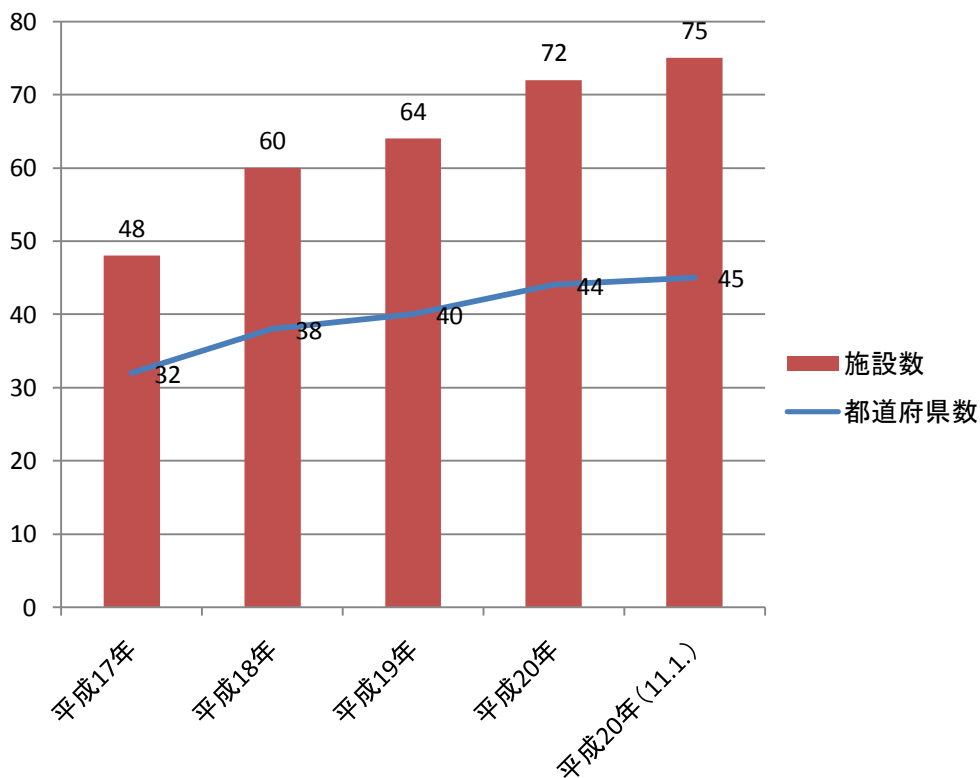
# 分娩施設数の推移

医療施設調査

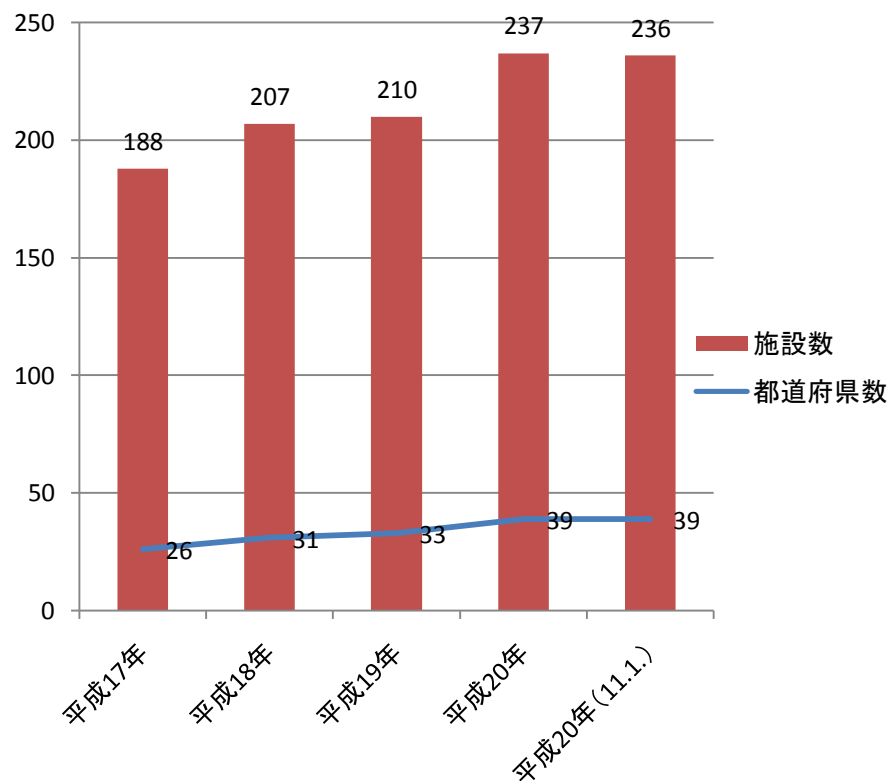


# 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター数の推移

## 総合周産期母子医療センターの推移



## 地域周産期母子医療センターの推移



## 産科医等育成・確保支援事業(新規)

2,834,807千円( 0千円)

### ① 産科医等確保支援事業

2,770,207千円( 0千円)

産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。

(対象経費) 産科医等に対する手当(分娩取扱手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者※)

※高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 10千円/件

(創設年度) 平成21年度

### ② 産科医等育成支援事業

64,600千円( 0千円)

臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する若手医師等へのインセンティブを与える。

(対象経費) 産科後期研修医に対する手当(研修医手当等)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 1人あたり月額5万円

(創設年度) 平成21年度

## 出産育児一時金の最近の改正内容

### 【平成6年10月】

- ・ 従前、標準報酬月額半額の半額（最低保障24万円）を支給していたものを、定額30万円の支給に改正。  
（「分娩費」及び「育児手当金」を廃止し、「出産育児一時金」を創設）

### 【平成18年10月】

- ・ 支給額を30万円から35万円に引上げ。

### 【平成21年1月】

- ・ 産科医療補償制度の導入に伴い、3万円を上限とする加算制度を創設。（支給額は最大38万円）

### 【平成21年10月】（予定）

- ・ 緊急の少子化対策の一環として、暫定的※に35万円から39万円に引上げ。（支給額は最大42万円）

※平成23年3月まで